

令和5年1月6日（金）午前9時00分より、1月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）  
議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）  
議案第4号 あっせん申し出について  
議案第5号 土地改良法第3条2項の規定による資格交替承認について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について  
報告第2号 農地改良行為届について  
報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について  
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和5年2月9日（木） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏  
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司  
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰  
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 14番 渡邊芳治 15番 山見良一  
16番 黒岩末義 17番 平田利雄 18番 河野政之 19番 松本清美

事務局 矢永 孝治 辻 祐介

議長 柳 本日の議事録署名人は16番、17番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名16番、17番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外9名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外1名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第4号 あっせん申し出について

議案第5号 土地改良法第3条2項の規定による資格交替承認について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

報告第2号 農地改良行為届について

報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について  
その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は宅地分譲20区画になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第二種低層住居専用地域で第3種農地判断となります。雨水は中央から北側は北側の道路側溝に接続し、中央から南側は西側の既存の用悪水路に接続する計画です。上下水道は北側の道路に埋設されており、既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはL型擁壁及びコンクリートブロック1～5段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

19番 松本委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天駐車場になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第二種低層住居専用地域で第3種農地判断となります。隣地に住んでいる申請者の宅地部分の通路が狭く、駐車スペースも不足しているため敷地拡張する計画です。雨水は自然浸透です。給水なし、汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては東側部分に住宅が建築されるそうで、そちらが設置するコンクリートブロック3段を利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

18番 河野委員 申請地は宅地部分と合わせて数十年前から空き家になっており、今回売買が成立し、宅地部分には家が建ち、農地部分は駐車場として申請者に贈与されることになっています。3種農地ですし問題はないと思われそうです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は宅地の敷地拡張になります。  
申請地は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地判断となります。隣接の宅地に住んでいる申請者が物置小屋を設置していたり、宅地の一部として利用されています。雨水は既存の側溝に放流、給水なし、汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては既設のコンクリートブロック2段を利用しています。資金計画、見積書等は確認しております。始末書付きとなっており、内容としては申請者の父の代で、昭和47年に親戚が自宅を建築した際にお互いに境界を誤って認識していたため、農地にはみ出してしまっていたそうです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。  
7番 井手委員 隣の農地を転用するために測量をした結果、今回の申請地が昔からはみ出していたことが分かったそうです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。  
それでは、議案第1号4番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条4番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は特定建築条件付売買予定地2区画になります。  
申請地は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地判断となります。雨水は敷地内に側溝を新設し、東側の道路側溝に接続する計画です。上下水道は東側の道路に埋設されており既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては既設・新設のコンクリートブロックする計画です。資金計画、見積書等は確認しております。特定建築条件付売買予定地とは、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、転用事業者または事業者の指定する建築業者と土地購入者とが一定期間内に建築請負契約を締結すること。一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合は売買契約が解約される契約となっていること。販売できなかった土地は転用事業者自らが住宅を建築することが要件とされています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。  
7番 井手委員 道がなかったので宅地の一部を進入路にされるそうです。問題はないかと思います。  
議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。  
それでは、議案第1号5番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条5番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。  
申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水は東側の道路側溝に接続する計画です。上下水道は東側の道路に埋設されており、既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては既設・新設のコンクリートブロックする計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

5番 白石委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号6番の説明をお願いします。

#### <事務局 議案第1号 農地法第5条6番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は宅地の敷地拡張になります。  
申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。北側が農地転用され建売住宅が建築されているところですが、擁壁を敷地ギリギリに作られて支柱部分が0.数㎡越境してしまっているため、今回の申請が必要となったそうです。雨水は既存の側溝に放流、給水なし、汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては既設のL型擁壁を利用しています。資金計画、見積書等は確認しております。始末書付きとなっています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 確定測量の時にはみ出していることが分かり今回の申請に至ったそうです。測量のやり方でこのように飛び出していることがたまにあるそうです。土地改良区でも同じような事例があったようです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号7番の説明をお願いします。

#### <事務局 議案第1号 農地法第5条7番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。  
申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水は西側の用悪水路に放流する計画です。上下水道は東側の道路に埋設されており、既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては既設のコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。申請地は平成元年と2年に自己用住宅及び車庫で転用許可を受けてましたが、造成工事が終わり建築工事に着手しようとしたところ、母親が病に倒れ大牟田の実家に戻り

介護につく必要が生じたために更地として残ってしまっていたということで転用計画変更承認申請も同時に提出されています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

5番 白石委員 ずっと更地になっていたため問題はないかと思えます。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号8番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条8番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、役場から300m以内に位置する農地になりますので第3種農地判断となります。雨水は北側の既存の水路に放流する計画です。上下水道は東側の道路に埋設されており既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロックを新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

9番 佐田委員 南側は畑にして自分ですとの話を聞いてましたがどうなったのでしょうか。

事務局 辻 南側を盛土して畑にしたいという相談はあっています。農地改良する部分については1,000㎡未満で高さも1m未満になるため、転用申請ではなく農地改良届での手続きになります。農地改良届は来月に出てくるのではないかと思います。

議長 柳 農家住宅であれば1,000㎡までの広さが認められますが、サラリーマンの方はそんな広い敷地は必要ないだろうということで500㎡までの基準があります。今回の申請は495㎡で広い方です。皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号9番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条9番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は敷地拡張による露天駐車場になります。

農振除外がなされた案件で、運送業を営む申請者がトラック置場や従業員用駐車場が不足しており、現在は近くの別事業者から駐車場を借りているため、敷地を拡張し、露天駐車場として利用する計画です。申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水は敷地内に側溝を新設し、西側の既存の水路に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては法面と東側の宅地部分には緩衝地を2～7mつける計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

6 番 久保委員 草木が生い茂っていて山みたいになっているところです。周囲に道があるようになっていますが、道も通れるようなところではありません。

10 番 樋口委員 本当は里道が通れたら集落に繋がっているところです。今は行き止まりです。

議長 柳 大刀洗校区で毎回耕作放棄地として見に行っているところですね。大刀洗校区としては放棄地が解消されるので助かる部分もありますが。他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。それでは、議案第 1 号 10 番の説明をお願いします。

<事務局 議案第 1 号 農地法第 5 条 10 番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天駐車場になります。

隣接事業者の従業員用駐車場が不足しており、現在は別事業者から駐車場を借りているため、露天駐車場として利用する計画です。申請地は、都市計画法の用途地区内の第二種低層住居専用地域で第 3 種農地判断となります。雨水は南側の既存の道路側溝に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては既設のフェンス付きコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

19 番 松本委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第 2 号 1 番の説明をお願いします。

なお、1 番～4 番まで同一の申請者であるため一括で審議をお願いします。

<事務局 議案第 2 号 1～4 番 農地法第 3 条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1 番は畑 3 筆 1, 604㎡の売買で全体で 2, 914, 000円です。

2 番は田 2 筆 3, 831㎡、畑 1 筆 1, 277㎡の売買で全体で 9, 271, 000円です。

3 番は田 3 筆 4, 397㎡の売買で全体で 7, 987, 000円です。

4 番は田 1 筆 1, 885㎡の売買で全体で 3, 421, 000円です。

議長 柳 農地を全く持っていない方からの申請です。お隣で倉庫を建てられている方になりますので、転用しようと思えば敷地拡張でできる方にもなります。本来は農地を買う場合には 5 反の経営面積が必要になります。5 反の要件については国会で審議されており、もうすぐ 0 からでも買えるようになるようですが。一度に 1 町以上も買うということで、今回話を聞くために本人に来ていただいていますので、皆さんから質問をお願いします。

1 番 森田委員 相続が終わってなくて申請が間に合わなかった分があるそうで、5～6反はまた申請が出てくると思います。

10 番 樋口委員 従農者や大農機具有となっていますが、何で農業経験がないのにあるんでしょうか。  
事務局 辻 営農計画が出ています。作付け予定は種芋となっています。大農機具についてはトラクター1台を所有しているということです。これまで種芋の販売はされていたそうで、今後は種芋の栽培から販売までをされたいそうです。種芋栽培の経験者である●●から指導に来られるそうです。

議長 柳 新規就農をしたい人と捉えるべきなんですかね。とりあえず本人さんが来てますので入室をお願いします。

(申請者入室)

議長 柳 今日はお忙しい中来ていただいてありがとうございます。色々とお尋ねしたいことがありますので、よろしくをお願いします。早速ですが、農業経験がないのに大農機具が有となっているのが不思議だなと思ひまして。何かされていたんでしょうか。

申請者 実家がみやま市にあり、一通り農機具を持っています。そちらから持ってくる事ができます。

議長 柳 現地が湿田地で難しいんじゃないかという意見もありますがどうでしょうか。

申請者 サカタのタネから技術指導を受け耕作する予定です。

議長 柳 南側に農地が広がっているおり、田越しに水がいく所もあるみたいですので、そちらに影響が出ないように何らかの対策はする必要が出るかもしれませんので、知っておいていただきたいのと、地元の農業委員さんとも相談しながらしてください。  
申請者 分かりました。

議長 柳 実家のみやまの方で従農されている方、身内の方は何名ですか。

申請者 2名です。

議長 柳 でしたら従農者は2名ですね。新規就農者としては許可できるとは思いますが、0からということで不安な部分がありますので、また下の方とトラブルがないよう十分注意していただきたいということをお願いしたいと思ひます。それでは採決を採りますので、申請者は1度退室をお願いします。

(申請者退室)

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。心配に思ふ方も多みたいですが、過半数を超えていますので、賛成多数で許可相当といたします。それでは申請書を読んでください。

10 番 樋口委員 3年3作はきちんと守っていただきたいと思ひます。

1 番 森田委員 あそこは日当たりがよくないから作物を育てるのは難しいと思ひますけどね。

(申請者入室)

議長 柳 倉庫の裏側については日当たりがよくないため耕作がきちんとできるのか心配な部分があります。それ以外の部分は大丈夫でしょうが。また私が一番心配しているの

が正直に言います。転用がでやせんやろうかと思っております。

申請者 転用するつもりはないです。

議長 柳 それだったら歓迎します。しっかり農家のために力を注いでいただきたい。自分で作って自分で販売してください。

申請者 はい。

議長 柳 採決を採りました。半々でした。私が言ったことを心配されています。きちんと農業をすることですのでよろしくお願いします。分からないときは地元の農業委員さんに相談されてください。

申請者 何かありましたらご指導の程よろしくお願いします。  
(申請者退室)

議長 柳 続きまして、議案第2号5番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号5番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田5筆2, 115.36㎡の贈与です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

18番 河野委員 この場所は以前は水田でした。30年前の話になりますが、売買がされて現在の所有者の方になっております。申請者と所有者は親戚関係にあり、申請者が盛土をされ、長年資材置場として利用されていまして。現在資材は撤去されており、今後はじゃがいもを作りたいとお話です。申請者が来られて事務局に色々確認した上で申請しなさいよとの話をしましたが、本人も反省をしておりました。農地に戻されているところであり、所有者のためにも早く整理をしてあげたいとは思っています。

18番 河野委員 えらい落差があるんですよ。申請地は地上げされてえらい高くなって、周りが低くなってます。先日見に行ったら黒い土がいっぱい置いてありました。それをならせば芋などは耕作できるんでしょうけど。

議長 柳 この問題はもうやっちゃっていることなんです。一時転用とか許可をもらってればよかったんですけど。申請者に話を聞いて確認しましょう。  
(申請者入室)

議長 柳 今日およびたてしたのは我々としては転用されていると判断したからです。申請してればよかったんですが。それが問題となっています。我々が聞いたところでは30年前からこのような状況であった。贈与ですので無償であげようとしているみたいですが、責任は申請者に全部取っていただきたいんだと私は思っています。所有者は認定農業者を停止されており、非常に困っています。元に戻せと言っても大変なことだとは思っています。申請が遅すぎるというのがあります。30年前は我々誰もいません。農業委員会を無視されたら我々の立場もないですし、反省してもらわないと。過去にも一回始末書付きで来てもらいましたよね。2回目ですからいかんですよね。何か言うことはありますか。

申請者 お互い親の代に口約束でして、農地かどうか理解できていませんでした。申



し訳ないです。

- 議長 柳 皆さんから聞いておきたいことはないですか。
- 10 番 樋口委員 用水と排水はちゃんとありますので下の基盤整備された農地に影響はないと思われます。
- 議長 柳 相当上に上がっているのも雨で泥が用水に入らないようにだけはお願いしますよ。きれいになった所を事務局に報告して農業委員会で確認します。完了報告をしてください。それでは採決を採りますので、申請者は1度退室をお願いします。
- (申請者退室)
- 議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。それでは申請書を読んでください。
- (申請者入室)
- 議長 柳 全員賛成でいだろうと。きれいにしてくださいよとのこと。写真を撮って完了届を出すように。水路を潰さないようにしてください。
- 申請者 分かりました。
- (申請者退室)
- 続きまして、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

- 事務局 辻 1番については田10筆3,158㎡の売買で1,946,193円になります。2番については田2筆1,956㎡の売買で1,224,000円になります。
- 議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
- 続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

- 事務局 辻 1番については①196㎡の畑②387㎡の畑2筆の貸借希望です。本人は無償でもいいとのこと。
- 議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。
- 15 番 山見委員 堤防の横で農地に挟まれているところなので借り手を探すのは非常に難しいと思いますよ。
- 議長 柳 すみませんが、あっせん委員は平田委員と山見委員の2名をお願いします。
- 続きまして、2番の説明をお願いします。
- 事務局 辻 2番については①2,013㎡の畑②456㎡の畑③458㎡の畑④248㎡の畑4筆の売買希望です。
- 議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は樋口委員と河

野委員の2名をお願いします。

続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 土地改良法第3条第2項の規定による資格交替承認内容朗読及び説明>

事務局 辻 両筑土地改良区の総代の任期満了における総代選挙があり、総代に立候補するにあたり、現在の経営主である耕作者が有している土地改良事業参加資格を所有者へ変更するために必要な手続きになります。

議長 柳 説明が終わりました。父親が息子に経営移譲している場合は権利がなくなるため復権させるための手続きになります。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり承認していただける方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で承認相当となりました。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。

続きまして、報告第2号の説明をお願いします。

<事務局 報告第2号 農地改良行為届について説明>

事務局 辻 北部で基盤整備された農地について25cm切土をする改良行為の届出になります。

議長 柳 続きまして、報告第3号の説明をお願いします。

<事務局 報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について説明>

事務局 辻 町が発注している暗渠排水の工事のために、農地の一部を資材置場として一時利用するための届出になります。期間が過ぎましたらまた元の農地に戻されます。

議長 柳 それではこれで全ての議事の審議を終わります。